

古河市教育大綱

令和6年3月

古 河 市

1 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けるものです。

2 大綱の内容

第2次古河市総合計画は、市政運営の指針であり、その教育、学術及び文化に関する部分は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や基本方針を定めるものであることから、第2次古河市総合計画第Ⅲ期基本計画の教育、学術及び文化に関する部分をもって大綱に代えることとします。

3 期間

令和6年度から令和9年度までの4年間